| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 高齢化に伴う医療・リハビリのニーズ増大に対応するものとして、歯科技工士・言語聴覚士の追加は適切であり賛成する。 | 賛成の御意見として承ります。 |
| 2 | 日本の国家資格を取得した者が、その資格に基づく業務に従事できないという現行の制度は、外国人の職業選択を狭めるだけでなく、技能を有する人材を医療の現場から遠ざけるものである。本改正案は、この不合理を解消するものと考える。<br>本改正案のとおり、受け入れ先の機関が明確にされることは、雇用する側にとっても、就労する外国人にとっても、適切な枠組みであると考える。 | 賛成の御意見として承ります。 |
| 3 | 医療現場で必要な日本語能力要件を設けるべき。 | 「医療」の在留資格は、医療系国家資格を有する外国人を受け入れるための「専門的・技術的分野」の在留資格であるところ、我が国の国家資格試験を日本語で受験して合格していることから一定の日本語能力を有していると考えています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 4 | 医療の質・安全性を担保するため、受け入れ先の医療機関や事業所に対し、採用後一定期間は日本人有資格者の監督・指導下での業務を義務付ける等、雇用主が履行すべき義務を明確にするとともに、受入れ後に問題が生じた場合の監督、研修、相談体制及び資格・在留資格の適切な管理について、具体的な制度を明らかにすべき。 | 「医療」の在留資格は、医療系国家資格を有する外国人を受け入れるための「専門的・技術的分野」の在留資格であるところ、日本人有資格者と同じく我が国の国家資格試験を合格したものが対象であり、現時点においては採用後の監督・指導を在留資格の要件とすることは考えておりません。<br>また、御提案につきましては、今後の制度設計・運用の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 出入国在留管理庁と厚生労働省の情報共有体制を強化するべき。 | 御提案につきましては、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 6 | 外国人医療従事者を受け入れることで、実際にどの程度地域の医療人材不足が改善したのかについて、客観的に効果を検証し、制度を見直す仕組みを設けるべき。 | 御提案につきましては、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 7 | 「その他の保健医療サービスを提供する施設」について、予定する勤務先が当該施設区分に該当し得るかを申請前に確認するための基本的な考え方、又はその内容を継続的に確認できる正式な参照先を明らかにするべき。 | 在留審査において雇用契約書などにより勤務先を確認することとしています。また、保健医療サービスを提供する施設に該当するかについて疑義が持たれた場合は、所管省庁に照会するなど、適切に対応することとします。 |
| 8 | 歯科技工士及び言語聴覚士にも適用される「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること」という要件について、その適合性を申請前に確認できる基本的な考え方を明らかにするべき。 | 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること」という要件については、個々の企業の賃金体系を基礎に日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の賃金を参考として日本人と同等額以上であるかなどを踏まえて判断することとしており、引き続き適切に対応してまいります。 |
| 9 | 後期高齢者の割合が急激に高まることに伴う地域における医療ニーズの増大に的確に対応するためという改正趣旨を説明する客観的データを示すべき。 | いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 10 | 医療分野における外国人材の受入れ対象を拡大するのであれば、受入れによって将来的に生じ得る社会保障費、医療費、自治体の行政コスト等について、政府として継続的に実態を把握し、国民に分かりやすく公表する仕組みを設けるべき。 | 本改正に伴う受入れ対象の拡大は、いずれも我が国の国家資格試験に合格した者が対象であり、安定継続的に「医療」の在留資格に基づく就労活動を行うことを想定しているため、将来の社会保障制度等に与える影響は限定的であると考えていますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 11 | 受入機関として位置づけられた「薬局その他の保健医療サービスを提供する施設」及び「歯科技工所」について、実地確認・調査の運用指針を速やかに提示するべき。 | 御提案につきましては、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 12 | 受入機関に対して定期的な業務実施状況の報告を義務付けるべき。 | 御提案につきましては、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 13 | 「地域医療ニーズへの対応」を目的としながら勤務地の制限や地方への誘導策がなく、都市部に集中するおそれがあるため、受け入れた歯科技工士及び言語聴覚士が実際にどの地域で就労するかを誘導・確保する仕組みを設けるべき。 | 御提案につきましては、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 |
| 14 | 医療機関のみならず介護施設を含む福祉サービスを提供する施設も対象に含めるべき。 | 本改正において、「薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士」として業務に従事する場合に就労可能な機関として、「その他の保健医療サービスを提供する施設又は歯科技工所」を追加しましたので介護施設も対象となり得ます。なお、いだいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 15 | 受入機関の経営状況、法令遵守状況、指導・監督体制、報酬が日本人と同等以上であること等を、在留審査で確認すること。 | 在留審査においては、「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること」を始めとして、外国人が在留資格の目的に沿って活動を行えるかどうかを様々な観点から適切に審査していますが、引き続き、適切な審査に努めてまいります。 |
| 16 | 提出書類が真正なものであるかを在留審査でどのように判断しているのか、明らかにするべき。 | 在留審査では、申請内容を確認の上、必要に応じて提出書類を含む申請内容について関係行政機関等への照会等を行うなどしています。 |
| 17 | 歯科技工士及び言語聴覚士の資格を有する外国人が本邦において「医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動」を行うことを可能にすることに反対する。 | 本改正は、後期高齢者の割合が急激に高まることに伴う地域における医療ニーズの増大に的確に対応するために行うものであり、御理解いただきたいと思います。 |
| 18 | 歯科技工士及び言語聴覚士については、外国人の受入れの前に、日本人に対する人材育成、待遇改善、離職防止等の人材確保対策を行うべきであり、本改正案に反対する。 | 本改正は、後期高齢者の割合が急激に高まることに伴う地域における医療ニーズの増大に的確に対応するために行うものであり、御理解いただきたいと思います。 |
| 19 | 本改正により受け入れることになる外国人の家族が、「家族滞在」の在留資格によって想定を超えて呼び寄せられて、公共の負担となるおそれがあることから、本改正案に反対する。 | 「家族滞在」の在留資格の対象は、配偶者及び子に限られ、扶養者が配偶者及び子を扶養することのできる経費支弁能力を有することを審査において適切に確認しております。 |
| 20 | 言語聴覚士は、誤嚥性肺炎の防止等のため医師や看護師と細やかな意思疎通を行う等の必要がある。また、日本の言語聴覚士の仕事は、外国の方が日本に来て訓練を学び直し、日常会話程度の日本語を学べば簡単にできる仕事ではない。以上から、本改正案に反対する。 | 在留資格「医療」は、医療系国家資格を有する外国人を受け入れるための「専門的・技術的分野」の在留資格であるところ、我が国の国家資格試験を日本語で受験して合格していることから一定の日本語能力を有していると考えています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 |